

# 定 款

一般社団法人TRASHMASTERS

# 一般社団法人TRASHMASTERS 定 款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人TRASHMASTERSと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、任意団体たる劇団TRASHMASTERSの事業、活動及び理念を引き継ぐ法人たることを存立の目的とするとともに、舞台芸術作品や映像作品の制作、俳優の育成及びマネージメント、著作物、物品の販売、配信、講座、講演、シンポジウム、セミナー等を通して、わが国における現代演劇の普及発展に貢献し、あわせて海外の演劇関係者との交流を行うことによって、広くわが国の舞台芸術の発展に寄与することを目的とする。また、作品を通して市民の知的好奇心の向上に寄与し、文化的側面から社会的貢献に繋げていくことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、本邦及び海外において次の事業を行う。

- (1) 演劇公演の企画、制作、演出及び興行
- (2) 映画、映像、動画作品の企画、制作及び演出
- (3) 俳優の育成及びマネージメント
- (4) 劇作活動及び演劇に関する講座、講演、シンポジウム、セミナー等の企画、開催、実施及び運営
- (5) 著作物、作品の関連物の管理、販売、貸与及び使用許諾等
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業及びこの法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 劇団員（社員）

（社員）

第5条 この法人の目的に賛同した舞台芸術の俳優及びスタッフをこの法人の主催する劇団の劇団員とし、劇団員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める社員とする。

（社員資格の取得）

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、その承認を受けなければならない。その承認があったときに、この法人の社員となる。

（団費）

第7条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入団時及び毎年、理事会において別に定める団費を支払う義務を負う。

（任意退団）

第8条 社員は、理事会において別に定める退団届を提出することにより、任意にいつでも退団することができる。

（除名）

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- （1）この定款その他のこの法人の規則に違反し、この法人の運営に著しい支障を与えたとき
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき

（社員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失し、この法人の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務を免れることはできず、既納の拠出金品は返還しない。

- （1）第7条所定の団費の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- （2）当該社員が死亡し、又は解散したとき

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 理事長は、理事会に付議され決議された事項について、社員総会の諮問に付し、意見を求めるものとする。

2 理事会は、社員総会において理事会の決議と異なる意見が採択された場合においては、当該事項について再検討しなければならないものとする。

(開催)

第13条 社員総会は、毎年5月に定時社員総会を開催し、必要があるときに臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数及び決議)

第17条 社員総会は総社員の過半数が出席して開催し、その決議は出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、社員総会が必要と認めた場合においては、社員以外の者からも選任することができるものとする。

- 2 理事長は、理事会の決議によって、理事の中から定める。
- 3 監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事のうち、他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人その他これらに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 この法人の理事は、選任される時点で満81歳未満でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に事故があるとき、予め理事会で定めた順序により、理事長を代行してその業務を遂行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の

業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。増員又は任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事又は監事の再選は妨げない。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第24条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の賠償責任の免除)

第25条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての社員の同意がなければ、免除することができない。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) その他法律又はこの定款により理事会の権限とされる事項

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、予め定めた順序に従い理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を充たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(権限)

第31条 理事会は次の事項について決議する。

- (1) 代表理事の選定及び解任
- (2) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (3) この法人の運営に必要な規則の制定、変更、廃止
- (4) その他法令、又はこの定款で理事会の権限とされた事項

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、次の第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 37条 この法人の公告は、主たる事務所の掲示板に掲示する方法により行う。

## 第10章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第38条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(1) 東京都狛江市和泉本町三丁目27番41号

倉貫匡弘

(2) 東京都西東京市下保谷一丁目8番9号開成ハイム106号

長谷川景

(3) 神奈川県川崎市宮前区東有馬四丁目19番16号

森田匠

(4) 東京都港区麻布狸穴町62番地の3

久保田遥南

(5) 東京都豊島区高松三丁目8番8号高松ハイツ202号

樋田洋平



(設立時役員)

第39条 この法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

|                  |                                        |
|------------------|----------------------------------------|
| 設立時理事            | 中津留章仁                                  |
| 設立時理事            | 吹上竜啓                                   |
| 設立時理事            | 籠島次郎                                   |
| 設立時理事            | 森田龍太                                   |
| 設立時理事            | 星野卓誠                                   |
| 設立時理事            | 藤原初夏                                   |
| 設立時監事            | 森康次                                    |
| 設立時監事            | 福島明夫                                   |
| 設立時代表理事<br>(理事長) | 神奈川県川崎市多摩区栗谷三丁目31番1号ウエルスティ405<br>中津留章仁 |

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第40条 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は東京都新宿区高田馬場三丁目1番5号菊栄ビル402とする。

(最初の事業年度)

第41条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

以上、一般社団法人TRASHMASTERSを設立するため、設立時社員の定款作成代理人司法書士法人オネスト代表社員押田健児は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和元年11月6日

東京都千代田区神田錦町三丁目6番地錦町スクウェアビル  
代理人 司法書士法人オネスト 代表社員 押田健児